

新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第18号

新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新潟市特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年新潟市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「1,163,000円」を「1,167,000円」に改め、同条第2号中「939,000円」を「942,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。